

「川崎市薬局等許可審査基準及び指導基準」の改正について

1 改正の理由

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律（令和5年法律第84号）及び刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第64号）が公布され、大麻取締法（昭和23年法律第124号）の一部が令和6年12月12日に、刑法（明治40年法律第45号）の一部が令和7年6月1日に改正されることから、「川崎市薬局等許可審査基準及び指導基準」について所要の整備を行うものである。

2 改正の内容

- （1）大麻取締法の改正に基づき、「大麻取締法」を「大麻草の栽培の規制に関する法律」に改める。（各許可等の人的要件関係）
- （2）刑法の改正に基づき、「禁錮」を「拘禁刑」に改める。（各許可等の人的要件関係）
- （3）その他所要の整備。
- （4）本基準の施行日を規定。（附則関係）

3 施行日

令和6年12月12日

ただし、2（2）に係る改正については令和7年6月1日